

8. 国土交通省

- 01 社会資本整備総合交付金
- 02 先導的官民連携支援事業補助金（官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進の一部）
- 03 地域公共交通確保維持改善事業
- 04 成長戦略の担い手としての建設産業の育成
- 05 地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的地域戦略の推進
- 06 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり
- 07 水源地域の保全・活性化の推進
- 08 防災集団移転促進事業
- 09 集落活性化推進事業
- 10 住民参加型まちづくりファンド支援業務
- 11 離島体験滞在交流促進事業
- 12 高齢者等居住安定化推進事業
- 13 住宅セーフティネット基盤強化推進事業
- 14 サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制
- 15 長期優良住宅等推進環境整備事業
- 16 低公害者普及促進対策費補助金
- 17 国際コンテナ戦略港湾における総合的な施策
- 18 観光地域づくりプラットフォーム支援事業

国土交通省 1

施策名	社会資本整備総合交付金	予算額(百万円)	1,753,870
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	道路法、河川法、海岸法、下水道法、都市公園法、港湾法 等		
概要	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。		
対象者	都道府県、市町村		
対象事業	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <p>① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業） ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業） ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業） ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業） ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業） ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業） ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業） ⑧ その他総合的な治水事業 ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業） ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等） ⑪ 広域連携事業（広域的域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等） ⑫ 都市公園等事業（都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業） ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業） ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業） ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等） ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）</p> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等</p> <p>① 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業</p> <p>② 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第4号、地域住宅法第6条第2項第3号又は広域活性化法第5条第2項第4号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。）</p> <p>イ 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 ロ 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 ハ レクリエーションに関する施設の整備事業</p>		
支援内容	○社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付		
変更のポイント	○社会資本整備総合交付金の一部の事業について地域自主戦略交付金に移行。 ○社会資本整備総合交付金の4分野（活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援）を統合し、より一層柔軟な予算流用を可能とした。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。 ○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。 ○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 大臣官房 社会資本整備総合交付金総合調整室	TEL : 03-5253-8967 FAX : 03-5253-8968 URL : http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000084.html	

国土交通省 2

施策名	先導的官民連携支援事業補助金 (官民連携による民間資金を最大限活用した 成長戦略の推進の一部)	予算額(百万円)	140
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	先導的な官民連携事業の事例となる案件の形成を推進することを目的に、官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に要する調査委託費を助成。		
対象者	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業を実施しようとする地方公共団体等		
対象事業	国土交通省の所管する事業であって、先導的な事業例として位置付けられる官民連携事業の導入を検討するための調査を対象。		
支援内容	官民連携事業の検討のために、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、国費による定額補助として助成。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>一連の手続きは、以下のとおり。</p> <p>① 地方公共団体等が応募申請書に必要事項を記載し応募。 ② 第三者委員会の意見を踏まえ、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が補助対象事業を選定。 ③ 補助金交付決定。 ④ 事業主体が官民連携事業導入の検討に要する調査を実施。 ⑤ 補助事業を完了後、事業主体が実績報告および調査検討内容をまとめた報告書等を提出。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 総合政策局 政策課	TEL : 03-5253-8256 FAX : 03-5253-1546 URL :	

国土交通省 3

施策名	地域公共交通確保維持改善事業	予算額(百万円)	30,530
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。		
対象者	協議会における議論を経た生活交通ネットワーク計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等		
対象事業	<p>a. 地域公共交通確保維持事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保・維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組み。 <p>b. 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナル等のバリアフリー化 ・ バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善 ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備 等 <p>c. 地域公共交通調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査 		
支援内容	<p>a. 地域公共交通確保維持事業</p> <p><補助率>1/2</p> <p>b. 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p><補助率>1/3 等</p> <p>c. 地域公共交通調査事業</p> <p>地域公共交通の確保維持改善に係る計画の策定調査に要する経費</p> <p><補助率>定額（上限2000万円）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>a. 地域公共交通確保維持事業</p> <p>事業開始に先立ち、協議会又は都道府県若しくは市町村は協議会での議論を経て、地域公共交通の確保維持の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、運輸局等に認定を申請。 国土交通大臣は、補助対象期間の開始前に当該計画の認定及び補助額の内定を行い、協議会等に通知。 生活交通ネットワーク計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、大臣の通知を受けて事業を実施した後、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。</p> <p>b. 地域公共交通バリア解消促進等事業</p> <p>協議会は、地域公共交通のバリア解消促進等の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、当該計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、当該計画とともに運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。</p> <p>c. 地域公共交通調査事業</p> <p>協議会は、地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画等を添えて、運輸局に補助の申請を行い、補助を受ける。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 総合政策局交通計画課	TEL : 03-5253-8396 FAX : 03-5253-1513 URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_fr_000073.html	

国土交通省 4

施策名	成長戦略の担い手としての建設産業の育成	予算額(百万円)	216
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	-		
概要	<p>中小・中堅建設企業の新事業展開、事業承継、企業再編・廃業など建設企業が抱える経営上の課題を広く受け付ける「経営戦略相談窓口」を設置し、「エリア統括マネージャー」の統括のもと、各分野の専門家から構成される「建設業経営戦略アドバイザー」によるアドバイスを実施する。特に新事業展開、企業再編・廃業に関してはアドバイザーによる支援チームを組成し、目標達成まで継続的に支援する。なお、本事業は、都道府県と連携を図りながら実施する予定。</p>		
対象者	建設企業		
対象事業	建設企業の中小・中堅建設企業の新事業展開、事業承継、企業再編・廃業等		
支援内容	<p>(入口支援) [1] 経営戦略相談窓口の担当者が、建設企業から受けた相談について、エリア統括マネージャーに対応を依頼。 [2] エリア統括マネージャーが相談企業に電話連絡し、相談に応じる。必要に応じて、面談の日時を調整の上、直接赴き、又は、建設業経営戦略アドバイザーを選定・派遣し、アドバイスを行う。</p> <p>(出口支援) 入口支援を実施した建設企業の中から、継続支援企業を選定し、目標達成まで継続的に支援を行う予定。</p>		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成23年4月18日から窓口設置		
備考	-		
連絡先	<p>国土交通省 総合政策局 建設市場整備課</p>	<p>TEL : 03-5253-8282 FAX : 03-5253-1555 URL : http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/</p>	

国土交通省 5

施策名	地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的な地域戦略の推進	予算額(百万円)	495
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)第1章、第3章(4)		
概要	<p>国と地方が目標を共有し、対等なパートナーシップの下で連携して地域の活性化を図るために、地域の官民からなる連携主体が、地域の特性及び状況変化に応じた「アイデア(知恵)」を戦略として結実させ、その実現を促すための環境を整備する。</p> <p>具体的に、以下を実施する。</p> <p>(官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民が連携して策定する地域戦略に資する事業について、基盤整備の計画段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援する。 <p>(官民連携主体による地域づくりの推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的な地域戦略の推進を促すための制度の構築を行う上で参考となると認められる「官民連携主体」の活動を支援し、その活動過程の分析から「官民連携主体」に対する支援のあり方等について調査する。 		
対象者	<p>(官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村等 <p>(官民連携主体による地域づくりの推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1都道府県を超えて自発的に地域の活性化を進めるために、地域戦略の策定から実施に至るまで一貫して関与する、地域の「官」(都道府県又は市町村)と「民」(民間事業者、経済団体、大学等)から構成される「官民連携主体」 		
対象事業	<p>(官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体が行う基盤整備事業について、民間の設備投資(集客施設や生産・物流拠点の立地)等と一体的な基盤整備により、優れた効果の発現や効率性が期待できる場合、その事業化に向けた必要な検討(データ収集、概略設計、整備効果の検討等)に要する経費が対象となる。 <p>(官民連携主体による地域づくりの推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略の策定及び推進に要する経費が対象となる(具体的な対象の内容については、「支援内容」を参照)。 		
支援内容	<p>(官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分先：都道府県・市町村等(補助)、国(直轄) ・補助率：補助1/2、直轄10/10 <p>(官民連携主体による地域づくりの推進支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先：官民連携主体 ・地域戦略を策定するために開催する会議、マーケティングその他のデータ収集、専門家の意見聴取等に要する経費、地域戦略のプロモーション活動、地域戦略の円滑な実施のために必要となる人材育成のための経費等 		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>(官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国土交通省が、地方公共団体の担当窓口に対し、調査費の要望調査を実施。 ②調査費を要望する地方公共団体から、国土交通省へ調査計画書の提出。 ③国土交通省にて要件への適合確認及び所要の調整後、地方公共団体に調査費を配分。 <p>(官民連携主体による地域づくりの推進支援)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国土交通省が有識者会議を開催し、公募方法について了承を得た後、公募を実施。 ②受託を希望する官民連携主体から、国土交通省へ所定の書類を提出。 ③国土交通省が再度有識者会議を開催し、同会議における議論を踏まえ、事業を委託する官民連携主体を選定。 ④選定された官民連携主体と国土交通省が契約締結。 		
備考	-		
連絡先	国土交通省 国土計画局 調整課 広域地方整備政策課 広域地方計画課	TEL : 03-5253-8367、03-5253-8360、03-5253-8364 FAX : 03-5253-1574、03-5253-1571、03-5253-1572 URL : http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kanminrenkei.html	(官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業)

国土交通省 6

施策名	「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり	予算額(百万円)	123
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自律的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、広く資金や資源を集めて地域における資金循環を作り出すコミュニティファンド等の仕組みのあり方に関する検討、コミュニティファンドへの支援のあり方や担い手に対する経営支援のあり方に関する実証的な検討等を行う。</p>		
対象者	「新しい公共」の活動の担い手に対する経営支援の主体等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手による地域づくりに対して、地域における資金循環を作り出すコミュニティファンド等の仕組みを整えるための活動。(予定) ・「新しい公共」の担い手によるコミュニティファンドへの支援のあり方や担い手に対する経営支援のあり方を実証的に検討するための活動。(予定) 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先：上記対象事業を実施する団体等(予定) ・「新しい公共」の担い手による地域づくりを進める上で必要となる調査経費(ヒアリングやアンケート等を通じた課題の把握・整理等)、関係者間の合意形成や人材育成・研修等の活動環境の整備に係る経費、事業を実施するための人件費、会議費、消耗品費や什器・情報通信機器等のリース料等の諸経費、専門家の意見聴取等に要する経費、通信費、印刷製本費等(予定) 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>(予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国土交通省が有識者会議を開催し、公募方法について了承を得た後、公募を実施 ②受託を希望する団体等から、国土交通省へ所定の書類を提出 ③国土交通省が再度有識者会議を開催し、同会議における議論を踏まえ、事業を委託する団体等を選定 ④選定された団体等と国土交通省が契約締結 		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土計画局 広域地方整備政策課	TEL : 03-5253-8360 FAX : 03-5253-1571 URL :	

国土交通省 7

施策名	水源地域の保全・活性化の推進	予算額(百万円)	27
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	水源地域対策特別措置法第14条		
概要	<p>水資源の起点として重要な役割を担う水源地域の保全・活性化の推進を図るための各ソフト施策による支援を行う。</p> <p>①水源地域活性化調査 ②水源地域対策アドバイザー派遣 ③水源地域活性化リーダー養成研修</p>		
対象者	<p>①水源地域の地域活性化に実際に取り組む者で、以下に該当するもの。 ・水源地域の活性化に取り組む法人（NPO、大学等） ・水源地域の地方公共団体（都道府県を除く。但し知事部局のうち県立大学等は対象。） ・水源地域の地方公共団体を構成員に含む法人格なき団体</p> <p>②水源地域対策アドバイザー派遣 ・ダム所在市町村</p> <p>③水源地域活性化リーダー養成研修 ・水源地域活性化に係る地方公共団体職員及びNPO等の職員</p>		
対象事業	<p>①ダム等を含めた各種の資源（森林・水・観光資源・物産・文化財等）を活用しながら、水源地域の活性化を目的とした活動の企画・立案、活動の試行（実施）及び評価を行うもの。</p> <p>②ダム所在市町村からの要請により地域活性化等の専門家を現地に派遣し、現地関係者との議論を踏まえ、活性化の方向性やその手法等について具体的な助言が必要なもの。</p> <p>③水源地域における活性化の取り組みを促進していくため、問題意識や的確な知見・行動力を有した水源地域を担う地域リーダーの養成を図ることが必要なもの。</p>		
支援内容	<p>①全額国費による国からの委託調査として実施。（ただし、1調査あたり約400万円程度）</p> <p>②観光・レクリエーションや農山村振興等6つ分野の専門家（水源地域対策アドバイザー）を現地に派遣して指導・助言を行う。（3地域程度/年、1地域あたり3回派遣、アドバイザーへの謝金・宿泊交通費は規定に基づき国が負担）</p> <p>③全国各地における地域づくり・地域活性化等に取り組んでいる経験豊富な講師による各種の事例紹介、受講生が抱えている地域の課題に対する講師及び受講生相互の意見交換、リーダーに必要な意見集約手法を学ぶワークショップ等を通じリーダーの養成を図る。（講師への謝金・宿泊交通費は規定に基づき国が負担）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①水源地域活性化調査 5月 公募 6月 契約手続 7月～2月 調査実施 2月 活動報告会の開催</p> <p>②水源地域対策アドバイザー派遣 3月～4月 募集 7月～2月 派遣（3回/1地域あたり）</p> <p>③水源地域活性化リーダー養成研修 7月 募集 9月上旬 開催</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 土地・水資源局 水資源部 水源地域対策課	TEL : 03-5253-8391 FAX : 03-5253-1583 URL : http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk3_000001.html	

国土交通省 8

施策名	防災集団移転促進事業	予算額(百万円)	44
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律		
概要	災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対し一部補助を行う。		
対象者	<p>集団移転促進事業を実施する市町村 (事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町村が実施することが困難な事業については、当該市町村の申出により、都道府県が実施することができる。)</p>		
対象事業	<p>以下に掲げる経費に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。) ○ 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費 ○ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費 ○ 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費 ○ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費 ○ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 		
支援内容	補助率：3/4		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助を受ける主な手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村が集団移転促進事業計画を作成、都道府県知事を経由し、国土交通大臣に提出。(当該都道府県知事は、当該計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる。) ② 国土交通大臣が当該計画に同意。 ③ 市町村(又は都道府県)が国土交通大臣に対し補助金の交付を申請。 ④ 国土交通大臣が当該申請に係る補助事業が適当であると認めた場合、補助金の交付を決定。 ⑤ 市町村(又は都道府県)が集団移転促進事業を実施し、事業完了後、事業実績報告書を国土交通大臣に提出。 ⑥ 国土交通大臣が補助事業の成果について調査し、補助金の交付の決定の内容等に適合すると認めた場合、補助金の額の確定及び支払い。 		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省 都市・地域防災対策推進室</p>	<p>TEL：03-5253-8402 FAX：03-5253-1587 URL：http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/g7.1.html</p>	

国土交通省 9

施策名	集落活性化推進事業	予算額(百万円)	340
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の活発化による交流・定住の促進に資する施設への改修整備を支援。</p>		
対象者	対象地域(離島、豪雪、山村、半島、過疎)を含む市町村 等		
対象事業	<p>地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等が対象。</p>		
支援内容	<p>上記の事業を実施する市町村に対して、補助金の交付により支援。 補助率は、1/2以内。なお、市町村がNPO等の行う当該施設整備と一体的な調査等に対して補助する場合は、市町村が補助する額の1/2以内。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金の交付を受けようとする地方公共団体は、集落活性化推進事業費補助金交付要綱に示す様式を作成し、申請書を国土交通省に提出。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省 都市・地域整備局 地方振興課</p>	<p>TEL : 03-5253-8404 FAX : 03-5253-1588 URL : http://www.mlit.go.jp/crd/crd_chisei tk_000021.html</p>	

国土交通省 10

施策名	住民参加型まちづくりファンド支援業務	予算額(百万円)	200
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第6号		
概要	地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、まちづくり活動への助成を行う住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長が指定するNPO等の非営利法人又は地方公共団体が設置する基金)に対して、(財)民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を実施。		
対象者	<p>交付先：(財)民間都市開発推進機構</p> <p>※ (財)民間都市開発推進機構からの支援先は、住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長指定のNPO等の非営利法人又は地方公共団体設置の基金)</p>		
対象事業	<p>まちづくりファンドが行う民間による都市開発事業(まちづくり)への助成等が対象。</p> <p>○ 民間都市開発推進機構の拠出金が、まちづくりファンドとの間の契約等により、公共公益施設整備、修景施設整備等、民間都市開発事業(まちづくり)への助成等に充てられることが確実であること。</p> <p>○ 募集等により、住民・企業等からまちづくりファンドへの資金拠出が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。</p>		
支援内容	<p>(財)民間都市開発推進機構が、まちづくりファンドに対して資金拠出。 拠出金額は、次のうち、最も低い金額。</p> <p>○ 原則として2,000万円。ただし、まちづくりファンドの規模、助成等を考慮して必要と認められる場合には、5,000万円。</p> <p>○ まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額</p> <p>○ (財)民間都市開発推進機構が拠出した後のまちづくりファンドの総資産額の3分の1</p>		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>○ まちづくりファンドが、(財)民間都市開発推進機構へ応募</p> <p>○ (財)民間都市開発推進機構が、有識者からなる選定委員会による審査を経て、支援対象を選定</p> <p>○ (財)民間都市開発推進機構が、まちづくりファンドに対して資金拠出</p> <p>※ 今年度の募集案内(スケジュール等)については、決定次第、(財)民間都市開発推進機構のホームページにおいて公表。</p>		
備考	-		
連絡先	<p>国土交通省</p> <p>まちづくり推進課</p> <p>まちづくり推進課</p> <p>都市開発融資推進室</p>	<p>TEL : 03-5253-8127</p> <p>FAX : 03-5253-1589</p> <p>URL : http://www.minto.or.jp/fand.htm</p> <p>(財)民間都市開発推進機構のホームページ</p>	

国土交通省 1 1

施策名	離島体験滞在交流促進事業	予算額(百万円)	198
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	離島振興法第7条第4項、離島振興法施行令第3条第1号		
概要	<p>現行の離島振興法では、本土との「後進性の除去」に加えて、地域の自立的発展を促進することが目的条項に規定されるとともに、地域における創意工夫を生かしたソフト事業に対する補助や、離島らしさを生かした広汎な地域交流を推進するために必要な配慮等の規定が設けられたことを受けて、平成15年度に創設したもので、体験事業等の実施による交流の促進に必要な施設の整備、それら体験事業等の活用プログラムの作成交流のための各種事業を支援し、実情に応じた離島地域の活性化を図るものである。</p>		
対象者	<p>交付先：都道府県 ※都道府県からの交付先は、離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村。</p>		
対象事業	<p>○ 施設整備事業： 離島自らの創意工夫による自立的発展の促進、離島の地理的および自然的特性を生かした国内および国外の地域との交流（産業の振興、教育及び文化の振興又は観光の開発に資するものに限る。）のための施設の整備に関する事業 ○ 活用プログラム作成等事業（原則として施設整備事業と一体として行うもの）： 地域が自立的発展をするために行う各種プログラムの作成及び人材育成に関する事業 ○ 交流事業（原則として施設整備事業と一体として行うもの）： 島の特性を生かした経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流の活性化を図る事業 ○ 離島振興施設の耐震化・バリアフリー化推進事業： 過去に整備した離島振興施設の耐震化、バリアフリー化を推進する事業</p>		
支援内容	<p>○ 補助率： 1/2以下。 ○ 補助額： 8,500千円～（年間） ○ 支給対象期間： 2年以内（交流事業のみ1年）。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 補助金の交付を受けようとする都道府県は、対象事業を開始する14日前までに、離島体験滞在交流促進事業計画書を作成・添付して、申請書を国土交通大臣に提出。 ② 国土交通省は適当と認められる事業に交付を決定し、申請都道府県に通知。 ③ 都道府県は、市町村から提出された事業計画を自らの離島振興計画に基づいて承認。 ④ 交付決定を受けた都道府県は、当該事業完了後1ヶ月以内の実績を国土交通大臣に報告。 ⑤ 国土交通省は、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、都道府県に通知。 ⑥ 支払を受けようとする都道府県は、官署支出官（国土交通省大臣官房会計課長）に請求書を送付。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 離島振興課	TEL： 03-5253-8421 FAX： 03-5253-1594 URL：	

国土交通省 1 2

施策名	高齢者等居住安定化推進事業	予算額(百万円)	32,500
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>高齢者等居住安定化推進事業は、高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住まい及び住環境を整備することにより、高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進することを目的として、サービス付き高齢者向け住宅の整備事業や先導的な高齢者等向けの住まいづくり・まちづくりに関する事業等に対し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助を行う。</p>		
対象者	<p>下欄の対象事業を行おうとする者 <対象者の例> ○ 高齢者等向けの賃貸住宅、高齢者生活支援施設等の整備を行う者 ○ 高齢者向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等を提供する者 (民間事業者、社会福祉法人、医療法人等) 等</p>		
対象事業	<p>○サービス付き高齢者向け住宅整備事業 高齢者住まい法の改正により創設されるサービス付き高齢者向け住宅として登録される高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームを整備する事業</p> <p>○高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業</p> <p>1. 一般部門 先導的な高齢者等向けの住まいづくり・まちづくりに関する事業 (住宅・高齢者等の居住の安定確保に資する施設の新築・改修、技術の検証、情報提供・普及啓発)</p> <p>2. 特定部門</p> <p>① ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門 地域のケアの専門家と設計者・工務店等により団体・グループを構成し、研修等又は住宅のバリアフリー改修を行う事業</p> <p>② 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門 公的賃貸住宅団地において高齢者生活支援施設等を整備する事業 等</p> <p>※それぞれの事業・部門において、別途要件あり。</p>		
支援内容	<p>補助率(限度額)は以下のとおり。</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅整備事業 新築1/10、改修1/3(住宅：100万円/戸、施設：1,000万円/施設)</p> <p>○高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業</p> <p>1. 新築1/10、改修2/3(住宅：200万円/戸、グループホーム・施設：2,000万円/施設) 技術の検証等2/3</p> <p>2. ① 研修経費等2/3(1,000万円/件・年、プラン作成費20万円/件)、改修1/2(200万円/戸) ② 新築1/10、改修1/3(1,000万円/施設) 等</p>		
変更のポイント	医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進に対する支援の実施		
支援手続スケジュール(予定でも可)	別途、ホームページ等でお知らせします。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局住環境整備室	TEL : 03-5253-8508 FAX : 03-5253-1628 URL : http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html	

国土交通省 13

施策名	住宅セーフティネット基盤強化推進事業	予算額(百万円)	515
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を図る。		
対象者	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、民間事業者等		
対象事業	<input type="radio"/> 既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 <input type="radio"/> 家賃債務保証業等の適正化支援 <input type="radio"/> 賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 <input type="radio"/> 居住支援協議会活動支援 <input type="radio"/> 改正高齢者住まい法の普及促進事業		
支援内容	<input type="radio"/> 定額補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	支援を受ける手順は以下の通り。 ① 国土交通省において事業者を公募 ② 事業者が国土交通省に対し、応募書類を提出 ③ 国土交通省が応募書類の審査を行い、採択者を決定 ④ 採択決定後、事業者が補助金交付申請書等を提出 ⑤ 国土交通省が、事業者から提出を受けた交付申請書等について審査を行い、補助金の交付を決定 ⑥ 事業者が事業完了後、国土交通省に対し実績報告書を提出 ⑦ 国土交通省が、事業者から提出を受けた実績報告書の内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局住宅総合整備課	TEL : 03-5253-8506 FAX : 03-5253-1628 URL :	

国土交通省 14

施策名	予算額(百万円)	—
	区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	租税特別措置法 第14条1項 第47条第1項 第68条の34第1項 地方税法 附則第11条16項 附則第15条の8第4項	
概要	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じる。	
対象者	サービス付き高齢者向け住宅を新築等した者	
対象事業	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、以下の要件を満たすものの新築等を行い、賃貸する事業	
支援内容	<p>サービス付き高齢者向け住宅について平成25年3月31日まで、次のとおり特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税 5年間割増償却 4.0% (耐用年数35年未満28%) 床面積要件：25㎡/戸 (専用部分のみ) 戸数要件：10戸以上</p> <p>○固定資産税 5年間 税額を2/3軽減 床面積要件：30㎡/戸 (共用部分含む) 戸数要件：5戸以上 補助受給要件：国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること</p> <p>○不動産取得税 家屋 課税標準から1200万円控除/戸 土地 家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等を減額 床面積要件：30㎡/戸 (共用部分含む) 戸数要件：5戸以上 補助受給要件：国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること</p>	
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の特例の対象を、高齢者向け優良賃貸住宅からサービス付き高齢者向け住宅に変更する。 ・サービス付き高齢者向け住宅についての不動産取得税の特例の創設。 ・床面積の下限要件の引き下げ。(所得税・法人税：25㎡、固定資産税・不動産取得税：30㎡) 	
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①サービス付き高齢者向け住宅の建設 ②サービス付き高齢者向け住宅の登録を受ける (※①と②は逆順でも可) ③</p> <p>○所得税・法人税 賃貸の用に供した年の確定申告の際に、必要書類(登録の通知等予定)を提出し、税額の還付を受ける。</p> <p>○固定資産税・不動産取得税 サービス付き高齢者向け住宅の新築又は建築後使用されたことのないものの取得の年に、各自治体の条例等 の定めにより必要書類を提出し、税額の控除を受ける。</p>	
備考	—	
連絡先	<p>国土交通省 TEL：03-5253-8506 住宅局住宅総合整備課 FAX：03-5253-1628 URL：http://www.mlit.go.jp/common/000131679.pdf</p>	

国土交通省 15

施策名	長期優良住宅等推進環境整備事業	予算額(百万円)	200
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日閣議決定)		
概要	長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、住み替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等への助成を行う。		
対象者	NPO法人等		
対象事業	<p>イ 良好な基盤・まちなみ整備等居住環境整備に資する協定等の締結又は運用等を行う事業</p> <p>ロ 良好な居住環境形成に向けた建築協定の活用・運営を行う事業</p> <p>ハ 良好な居住環境形成に向けた地域住民等による建築デザインの誘導を行う事業</p> <p>ニ 住替え・二地域居住を推進するための住宅の再生、流通の促進等を行う事業、又は、これを支援するための関係情報の一元的な集約・提供を行う事業若しくは地方公共団体、民間事業者等からなる協議会が実施する相談等の事業</p> <p>ホ 消費者が安心して権利を取得できる枠組みが整備された汎用的なタイムシェア型住宅供給に係る事業スキームの策定を行う事業</p> <p>ヘ 優良な住宅の収益価値に着目した住宅ローンの提供に向け、民間事業者等が制度設計・検証等を行う事業</p> <p>ト イからへまでに掲げる事業の実施のために必要な調査研究等の事業、これらの成果に関する情報提供に関する事業又はマニュアルの作成等事業の一般化・普及・啓発のための事業</p>		
支援内容	定額補助		
変更のポイント	新たに以下の事業に対する支援を推進 ・空き家等の再生、流通の促進等に資する地域の体制を整備する事業を支援するための地方公共団体、民間事業者等からなる協議会が実施する相談等の事業		
支援手続スケジュール(予定でも可)	公募期間については現在調整中		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省</p> <p>住宅局市街地建築課 TEL : 03-5253-8515 FAX : 03-5253-1631</p> <p>住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL : 03-5253-8508 FAX : 03-5253-1628</p> <p>URL :</p>		

国土交通省 16

施策名	低公害車普及促進対策費補助金	予算額(百万円)	1,038
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多く占める自動車運送事業者の次世代自動車の導入を地方公共団体等と協調して支援する。		
対象者	運送事業者等		
対象事業	<p>運送事業者等が行うCNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラック・タクシー及び電気自動車（次世代自動車）の新規導入並びに使用過程車のCNG自動車・電気自動車への改造</p> <p>※ 地方公共団体等から協調して補助を受けることが要件</p>		
支援内容	<p>対象事業を行う場合、通常車両価格との差額（若しくは改造費）の1/3以内（※）又は車両本体価格の1/4以内のいずれか低い額を補助</p> <p>※ 小規模事業者による次世代車の新規導入事業については、通常車両価格との差額の1/2以内。また、電気自動車の新規導入事業についても通常車両価格との差額の1/2以内。</p>		
変更のポイント	補助率 差額の1/2以内 → 原則差額の1/3以内（小規模事業者と電気自動車は1/2以内）		
支援手続スケジュール (予定でも可)	6月30日までの間、地方運輸局及び運輸支局において、補助金交付予定枠の申込みを受け付け、交付予定枠の内定通知を行う。交付予定枠の内定を受けた者は、補助金交付申請を行う。（予定）		
備考	—		
連絡先	国土交通省 自動車交通局 総務課企画室	TEL : 03-5253-8111 (41182) FAX : 03-5253-1636 URL : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk1_000003.html	

国土交通省 17

施策名	国際コンテナ戦略港湾における総合的な施策	予算額(百万円)	32,709
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化する中、世界各地との間で、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ多頻度で確実に輸送できるネットワークを構築するとともに、アジア諸国・世界の成長を取り込み、我が国の成長に結びつけ、「強い経済」を実現し元気な日本を復活させるため、「選択と集中」の考え方のもと選定された国際コンテナ戦略港湾(阪神港・京浜港)において、ハブ機能を強化するためのインフラ整備と貨物集約等の総合的な対策を推進。</p>		
対象者	港湾管理者、事業者、直轄事業		
対象事業	<p>①ハブ機能を強化するためのインフラの整備 ②フィーダー輸送による貨物集約への支援等</p>		
支援内容	<p>①国際コンテナ戦略港湾のハブ機能を強化するため、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様(水深・広さ)を有するコンテナターミナルの整備を推進する。 ②地方の港湾で取り扱われるコンテナ貨物には、釜山港等アジア主要港でトランシップ(中継)され、欧米等の最終仕向地へ輸送されるものが多い。我が国への基幹航路の就航の維持・拡大を図るため、これらのコンテナ貨物がフィーダー輸送により国際コンテナ戦略港湾に集約され、積み替えられて、最終仕向地へ輸送される環境を整備する。 また、我が国発着貨物を民間企業や港湾管理者との協働のもと、国際コンテナ戦略港湾に集約し、積み替えを行う物流構造に転換する。具体的には、国際コンテナ戦略港湾へのフィーダー機能の抜本的な強化を図るべく、新規に内航航路や鉄道ダイヤを立ち上げ、広域からの貨物集約を進める。 等</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	国土交通省港湾局港湾経済課	TEL : 03-5253-8629 FAX : 03-5253-8937 URL :	—

国土交通省 18

施策名	観光地域づくりプラットフォーム支援事業	予算額(百万円)	271
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	様々な滞在型観光の取組みを推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等の取組を支援。		
対象者	(1) 設立準備段階 観光圏整備法に基づく協議会 (2) 運営初期段階 法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」		
対象事業	(1) 設立準備段階(1カ年) 観光圏において、「観光地域づくりプラットフォーム」が着地型旅行商品の販売等を行うワンストップ窓口として持続的に機能していくための事業計画の策定に対する補助 ・補助対象事業：計画策定(ワークショップ開催等) (2) 運営初期段階(原則2カ年) 認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき「観光地域づくりプラットフォーム」が実施する事業に対する補助 ・補助対象事業：商品企画開発・販売促進、体験・交流・学習促進、人材育成、情報提供、宿泊魅力向上、イベント開発、交通整備、モニタリング調査		
支援内容	(1) 設立準備段階(1カ年) 補助額：上限500万円 (2) 運営初期段階(原則2カ年) 補助額：事業費の4割		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	1月24日から2月18日まで公募を行い、第三者委員会における応募案件の事業評価を踏まえ、4月1日に補助採択 今年度の観光地域づくりプラットフォーム支援事業については、追加公募を予定		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁) TEL: 03-5253-8327 観光地域振興部観光地域振興課 FAX: 03-5253-8930 URL: http://www.mlit.go.jp/kankochu/shisaku/kankochi/platform.html		